

経済産業省

20160729中第4号
平成28年8月2日

各都道府県知事 殿

経済産業大臣

「平成28年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に準じた措置の実施について

我が国経済は、このところ弱さもみられますが、緩やかな回復基調が続いています。先行きについては、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待されています。こうした中で、我が国経済を持続的発展の軌道に乗せていくためには、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図り、中小企業・小規模事業者の事業活動の活性化を図っていくことが重要です。

現在、国は、中小企業・小規模事業者が賃金を引き上げができる環境を整備するため、生産性向上の支援や取引条件の改善に取り組んでいるところであり、官公需においても受注機会の増大を通じて配慮する必要があります。

また、東日本大震災において被災した中小企業・小規模事業者の一刻も早い復旧・復興が課題となっていることに加え、平成28年熊本地震において被災した中小企業・小規模事業者の早期の復旧・復興や被災者の雇用の確保が喫緊の課題となっていることにも留意する必要があります。

本日、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号。以下「官公需法」という。）第4条の規定に基づき「平成28年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（以下「国等の契約の基本方針」という。）が閣議決定されました。この中で、本年度の官公需における中小企業・小規模事業者向けの契約目標額については、3兆8,791億円とするとともに、官公需総額に占める中小企業・小規模事業者向けの契約目標比率を、55.1%といたしました。

また、新規中小企業者の契約比率については、平成26年度国等の官公需契約実績額の約1%程度と推計されることを踏まえ、平成27年度から平成29年度までの3年間で、26年度比で国等全体として概ね倍増の水準となるよう引き続き努めるものといたしました。

さらに、新たな取組として、国等は、地方公共団体における役務等の発注に際し、ダンピング受注の防止の観点から、低入札価格調査制度、最低制限価格制度等の適切な活用が促進されるよう努めるとともに、中小企業庁は、中小企業・小規模事業者向けの契約実績比率が大きく低下している機関等に対して、改善に向けた取組について聴取を行うなどの措置を盛り込んだところあります。

官公需法第8条においては、「地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業の受注機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」旨定められており、かねてから格別の配慮を頂いているところあります。貴職におかれましては、特に御留意いただきたい下記の事項をはじめとする国等の契約の基本方針の内容を御理解いただき、国等の契約の基本方針に準じて、地域の実情に応じ必要な場合には中小企業者に関する契約の方針を策定する等の措置を講ずることにより、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めていただくようお願ひいたします。

記

1. 新規中小企業者の活用に関する基本的な事項【基本方針 第3 1関係】

国等は、昨年の官公需法改正により、新規中小企業者の受注機会の増大を図るために、入札の際に実績を過度に求めない、少額随意契約の際に新規中小企業者を見積もり先に含める、等の新規中小企業者への配慮を講ずるものとしています。

また、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）は、中小企業庁と連携して、新規中小企業者の商品・サービス等を登録する「ここから調達サイト」を運営し、中小企業庁及び中小機構は、各府省等、地方公共団体、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会等の関係機関と連携して、新規中小企業者に登録を促すものとしています。

さらに、中小企業庁は、新規中小企業者調達推進協議会（注）の場等を活用して、地域の新規中小企業者の受注事例の把握に努め、その情報を提供するとともに、地方公共団体の長により認定された商品又はサービスの受注機会の増大を図るため、新規中小企業者調達推進協議会の場等を活用して、こうした商品等を周知する機会等を提供するものとしています。

（注）47都道府県と中小企業庁の職員が参加し、国及び地方公共団体の取組に関する情報の共有や連携方策に関する協議を行う会議。

2. 組合の活用に関する基本的な事項【基本方針 第3 2関係】

国等においては、共同受注体制が整っていること等の要件を満たす組合で

経済産業局が証明した官公需適格組合に対しては、競争契約参加資格審査に当たって、総合点の算定方法に関する特例措置を講ずる等により、受注機会の増大に努めているところです。

3. 地方公共団体への協力依頼【基本方針 第2 7関係】

中小企業庁は、地方公共団体において講じられた措置の実施状況及び地方公共団体による官公需施策の事例等を取りまとめ、これらの情報を公表するものとしています。

また、中小企業庁は、新規中小企業者調達推進協議会を活用して、地方公共団体に対する情報提供に努めるとともに、地方公共団体が地域の強み・特色を活かして地域内の中小企業・小規模事業者の官公需機会のさらなる増大を図るための方策についての検討を行うものとしています。

4. ダンピング防止対策、消費税の円滑かつ適正な転嫁等の推進【基本方針 第2 6関係】

国等は、地方公共団体における役務及び工事等の発注に際し、低入札価格調査制度、最低制限価格制度等の適切な活用が促進されるよう努めるなど、ダンピング受注の防止対策等を講ずるものとしています。

なお、平成26年度地方公共団体の中小企業の受注機会の増大のための措置状況調査(中小企業庁調べ)において、低入札価格調査制度、最低制限価格制度を適用している地方公共団体(都道府県、人口10万人以上の市及び東京都特別区)は、工事に比べ役務において数が少ないと、また、地域によって差がみられることに留意する必要があります。また、印刷について、官公需法の運用においては、全て物件と区分しているところ、地方自治法施行令第167条の10に規定する「製造その他の請負」に該当する役務については、これら制度の対象となり得ることを申し添えます。

5. 中小石油販売業者に対する配慮【基本方針第2 5 (6) 関係】

国等においては、国等又は地方公共団体との間で災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者の受注機会の増大に努めるものとしています。

